

令和6年度「漁業人生まるみえ事業」仕様書

1 委託事業名

令和6年度「漁業人生まるみえ事業」

2 事業目的

本県の水産物は亜熱帯性海域の特徴から多種少産型であるため、規模の経済が働きにくく加工分野が脆弱な構造であるほか、漁業を行う上でも漁場開拓や技術の習得に時間を要する。そのため、生産性が低く、漁業収入は全国的にも低い状況である。また、新規就業者数は全国平均の2倍以上と多いが、総就業者数は全国平均を下回っており、定着率は低い。よって、健全な漁業経営による収益性の向上やその見える化による定着率の促進が必要である。

そこで本事業では、専門家による経営診断により漁家経営を見える化し、経営の考え方やノウハウの習得と経営改善につなげることで、定着率の向上を図る。また、モデル経営体のライフプラン作成により、ライフイベントに応じた収入や貯金額を把握するなどして、漁業人生設計の事例を創出し、その蓄積と取りまとめにより、新規就業希望者の参入を促すための基礎資料とする。

3 委託事業内容

(1) 専門家派遣による経営診断支援

漁業経営を安定化させたいがコスト面等が課題となっている漁業者に対し、中小企業診断士等の専門家を派遣し、経営面（財政面）等に対するアドバイスを行うとともに、診断終了後も漁業者が自走して経営判断を行えるよう、経営診断技術やノウハウがまとめられている資料の共有を行い意識啓発を図るため、以下の業務を実施する。

ア. 支援対象の漁業者の選定は県が行う。

イ. 経営診断支援対象者数は7人以上とし総診断時間を161時間とする。

ただし、決算書等証憑書類が揃っていないなど、1人当たりにかかる時間が短縮される場合においては追加の漁業者を診断すること。

ウ. 支援対象者は沖縄本島3人、宮古・八重山地域各1人、沖縄本島周辺離島地域2人とする。

ただし、離島地域においては必要に応じてオンライン会議によるヒアリングも可能とする。

オ. 診断終了後、全員に対して経営診断資料の提供を行い、内容について十分な説明を行うこと。

(2) 専門家派遣によるライフプラン作成

ライフステージに応じた収入や貯蓄額を把握することで、今後漁業で働く見通しを立てられるようにし、定着率の向上を図るため、(1)で選出したモデル経営体

に対しファイナンシャルプランナー等の専門家を派遣し、県推薦起業家の知見や意見をもとにライフプランを作成するため、以下の業務を実施する。

- ア. モデル経営体の選出は県と受託業者が協議して行う
- イ. ライフプラン作成支援対象者は経営診断支援対象者のうち、本島在住の3人を想定し、総診断時間は30時間以上とする。
- ウ. 県推薦起業家は別途県が契約を行う。
- エ. 県推薦起業家と連携し、経営診断結果を踏まえつつライフプラン作成を行うこと。

(3) 上記(1)、(2)に関する問い合わせ等に係る業務

(4) 報告書等の作成に関する業務

①事業実施計画書

- ・規格 : A4版
- ・部数 : 1部
- ・提出方法 : 電子ファイル及び紙媒体を契約締結の日から10日以内に提出すること

②委託事業報告書(公表予定)

- ・規格 : A4版
- ・部数 : 1部
- ・提出方法 : 電子ファイル及び紙媒体を事業完了後10日以内又は令和7年3月31日までに提出すること

③ 提出先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2 (沖縄県庁10階)

沖縄県農林水産部水産課

4 委託事業の経理

- (1) 委託事業に係る経費の支出については領収書等の証明書類を保存し、委託事業終了後に証憑書類として写しを提出する。
- (2) 支出額及び支出内容について要件を満たさない場合は、委託料の支払いができない場合がある。
- (3) 委託事業に係る経費は会計帳簿などで整理し、その用途を明らかにしておくこと。
- (4) 支出内容に係る証明書類は、会計帳簿とともに委託事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
- (5) 委託事業を実施する場合、財産(備品等)の取得は認めないものとする。

5 再委託の制限について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 委託事業の契約金額の 50%を超える業務
- ・ 事業説明及び問い合わせ業務、専門家派遣の計画作成・総括、事務所への審査指導、実績報告確認、事業報告書作成等、その他委託成果に密接に関わる根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計
- ・ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務。

6 成果物及び知的財産権の取扱い

(1) 成果物の著作権及び所有権、知的財産権は、原則として委託元である県に帰属する。ただし、本委託事業にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理すること。

(2) 成果物に係る著作者人格権を行使しないこと。

(3) 成果物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

- ① PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。
また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。

- ② 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許可を得ること。

7 その他の留意事項

- (1) 本件は、競争入札の手続きを経て行うものであり、本委託仕様書に記載した内容については誠実に履行すること。
- (2) 事業の実施内容については、県と十分な打ち合わせを行い、事業の進捗状況を逐次報告すること。
不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅延なくその旨を県に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受注者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するように努めなければならない。
- (3) 受注者は、本事業実施後、県の求めに応じ事業実施結果等についての説明等に応じること。なおその際の、旅費、謝金等の支払いは発生しないものとする。
- (4) 本委託仕様書に明記されていない事項及び詳細又は契約書に記載なき事項については県と協議すること。